

長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

まえがき

1 基本方針の位置づけ

この基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下「法」という。）に基づき、第 4 期長野県食と農業農村振興計画に沿って、今後 10 年間を見据えて、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標、農業経営の改善に係る県の支援措置等を定めるものです。

また、市町村が農業経営の指標や農用地の利用集積目標、農業経営基盤強化促進事業等について定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の指針となるものです。

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 今後の農業の基本的な方向

長野県の農業は、変化に富んだ気象や地形を活かし、農畜産物の総合的な供給産地としての役割を果たすとともに、農業者の先進性と勤勉性による高い技術力により、地域の基幹産業として発展してきました。

しかし、本県の基幹的農業従事者（個人経営体）は令和 2 年(2020 年)までの直近 5 年間で 24.4%減少するとともに、65 歳以上の割合が 73.5%と全国平均の 69.6%を約 4 ポイント上回るなど、担い手の減少や高齢化が進行しています。

このような中、本県農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営を展開する中核的経営体¹を育成し、併せて「地域計画」の取組みを進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業等により地域計画で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指します。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

略

長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

まえがき

1 基本方針の位置づけ

この基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下「法」という。）に基づき、第 3 期長野県食と農業農村振興計画に沿って、今後 10 年間を見据えて、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標、農業経営の改善に係る県の支援措置等を定めるものです。

また、市町村が農業経営の指標や農用地の利用集積目標、農業経営基盤強化促進事業等について定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の指針となるものです。

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 今後の農業の基本的な方向

長野県の農業は、変化に富んだ気象や地形を活かし、農畜産物の総合的な供給産地としての役割を果たすとともに、農業者の先進性と勤勉性による高い技術力により、地域の基幹産業として発展してきました。

しかし、本県の農業就業人口は平成 27 年(2015 年)までの直近 10 年間で 37%減少するとともに、農業就業人口に占める 65 歳以上の割合が、平成 27 年(2015 年)現在 69.5%と全国平均の 63.5%を 6 ポイント上回るなど、引き続き高齢化や離農が進行している状況です。

このような中、本県農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営を展開する中核的経営体¹を育成し、併せて「人・農地プラン」の実質化の取組みを進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により「人・農地プラン」で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指します。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

略

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

① 企業マインドで信州農業を支える中核的経営体の育成

長野県の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、本県農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指します。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める地域計画の策定及び策定された地域計画の実行を通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。

また、本県農業を先導し、全国からもその経営が注目されるトップランナー²を育成・支援します。

②中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

略

¹ 中核的経営体：第4期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた、認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

略

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年215名（49歳以下）確保することを目標とします。

4 部門別誘導方向と地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

略

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

① 企業マインドで信州農業を支える中核的経営体の育成

長野県の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、本県農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指します。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める「人・農地プラン」の実質化及び実質化した「人・農地プラン」に基づく取組みを通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。

また、本県農業を先導し、全国からもその経営が注目されるトップランナー²を育成・支援します。

②中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

略

¹ 中核的経営体：第3期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた、認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（法第14条第4項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

略

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年250名確保することを目標とします。

4 部門別誘導方向と地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

略

(2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が大宗を担う農業構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等農家の階層分化や減少が進行し、担い手が不在となっている地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化しています。

これらの課題に対応するためには、地域計画の取組みを通じて、中核的経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や市町村農業公社等の設立、農業協同組合出資法人との連携、広域展開する企業法人の誘致等の取組みを含めた新たな方策を具体化することが必要です。

略

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

表 略

注1) 表中の略称について ゴールド=シナノゴールド、スイート=シナノスイート、リップ=シナノリップ、パープル=ナガノパープル、シャイン=シャインマスカット

注2) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

注3) 特に典型的な経営類型(12類型)については、「第4期長野県食と農業農村振興計画：農業経営のステップアップモデル・事例」に経営の発展段階ごとに記載があるので、そちらも参照のこと。

注4) 近年の生産費増大も踏まえ、柔軟な運用を図ること(以下の指標も同様)

略

**第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき
農業経営の基本的指標**

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

略

(2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が大宗を担う農業構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等農家の階層分化や減少が進行し、担い手が不在となっている地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化しています。

これらの課題に対応するためには、人・農地プランの実質化を通じて、中核的経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や市町村農業公社等の設立、農業協同組合出資法人との連携、広域展開する企業法人の誘致等の取組みを含めた新たな方策を具体化することが必要です。

略

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

表 略

注1) 表中の略称について ゴールド=シナノゴールド、スイート=シナノスイート、リップ=シナノリップ、パープル=ナガノパープル、シャイン=シャインマスカット

注2) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

注3) 特に典型的な経営類型(12類型)については、「第3期長野県食と農業農村振興計画：農業経営のステップアップモデル・事例」に経営の発展段階ごとに記載があるので、そちらも参照のこと。

略

**第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき
農業経営の基本的指標**

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

略

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他 支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県農業の生産力を将来にわたり維持していくためには、リタイア農家の経営を継承する新規就農者や農地の受け皿となる大規模経営体の育成を推進するとともに、子どもたちが憧れ、将来の職業として選択される魅力ある農業を構築するための施策の充実がこれまで以上に必要です。

本県農業を担う人材を安定的に確保するため、新規学卒者を含め、県内外からの新規参入者の誘致の促進や、農業技術、経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援を推進するとともに、農業法人等での就労期間中に栽培技術等を習得した独立志向者が県内で円滑に独立就農できるようサポートを展開し、自営農業者の増加を図ります。

また、耕作が困難となった農地の受け皿となり地域農業をけん引する大規模法人の育成を加速するとともに、全国各地で実績のある企業法人等の誘致を積極的に展開するなど、多角的な担い手の確保を進めます。

併せて、農業法人等が雇用就農者（従業員）を安定的に確保できるよう、経営者自身のスキル向上を支援するほか、求人求職者とのマッチング支援などに継続して取り組みます。

一方、小規模農家や兼業農家に加え、いわゆる農ある暮らしなど、農村地域の重要な支え手がコミュニティを形成しながら、農地を有効利用し農業を継続していけるよう支援を充実するとともに、農ある暮らし志向者の呼び込みなど農業者の裾野拡大を促進します。

さらに、農業大学校のカリキュラムや学びの環境など学校の魅力を幅広くPRし、県内外から意欲ある学生を一人でも多く確保するとともに、県内の農業高校と連携して、本県農業を担う就農者や農業関連産業の担い手の育成を進めます。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定により、長野県農政部農村振興課を長野県農業経営・就農支援センターとしての業務を行う拠点として位置付け、以下①～④の業務を担います。

① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動

② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動

③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応

④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

センターの運営に当たっては、県農業農村支援センター、県農業大学校、公益社団法人長野県農業担い手育成基金、一般社団法人長野県農業会議、長野県農業再生協議会担い手農地部会、農地中間管理機構、農業経営者協会、農業法人協会、長野県農業協同組合中央会、農業信用基金協会、及び長野県産業振興機構と相互に連携してサポートを行います。

農業経営・就農支援センターの相談窓口については、県内 10 農業農村支援センターにサテライト窓口を設置することとします。

3 県が主体的に行う取組み

県は、充実した就農関連情報の発信や、農業農村支援センターを中心に市町村やJA等農業関係団体と連携した就農支援の拡充により、新規就農者の確保を推進します。

青年や女性、シニア層など幅広い就農志向者のニーズや習熟度に応じた相談対応や就農準備の支援により、円滑な就農を実現し、将来の夢に向けて農業経営等に取り組めるようサポートします。

また、生産技術や経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援を拡充するとともに、長野県農業法人協会と連携し、農業法人の雇用就農者のスキルアップを支援し、将来的に、のれん分け等による独立の道を含めて、新規就農につなげる取組を進めます。

農業大学校では、理論と実技を同時に学ぶ実践型教育により、農業経営者として有望な人材の育成・確保を図ります。また、農業大学校のカリキュラムなど魅力のPRを強化することにより、県内外から意欲ある学生を確保するとともに、農業農村支援センターと連携して多様な就農の形を支援します。

4 関係機関の連携・役割分担

(1) 県

ア 農政部

就農促進に関わる総括的な連絡調整及び基金の指導監督を行います。

イ 農業農村支援センター

学校教育との連携により、児童・生徒の就農意欲の高揚を図るとともに、新たに就農しようとする青年等に対する相談及び就農計画の作成に関する指導、青年農業者等に対する技術・経営等に関する指導及び情報提供並びに青年等の自主的な組織活動に対する支援等を行います。

ウ 農業大学校

研修教育の中心的機関としての役割を担い、実践的な研修教育を行います。

(2) 農業担い手育成基金

新たに就農しようとする青年等に対する情報提供と就農相談、無料職業紹介事業を実施するほか、基金独自の事業として就農希望者や青年農業者等への助成事業を実施します。

(3) 農業会議及び市町村農業委員会

新規参入希望者に対する相談、農用地等に関する情報提供、現地調査、農用地の斡旋等を行うとともに、認定新規就農者制度に該当する者については、その制度の紹介等を行います。

(4) 農業協同組合等

長野県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会長野県本部並びに農業協同組合は、生産流通等に関する総合的な機能を発揮し青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たします。

(5) 農地中間管理機構

新規就農者への農用地の利用集積を進めるとともに、遊休農地解消事業等により就農初期段階における経費負担の軽減を図ります。

(6) 市町村

農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援施策等を行います。

(7) 農業信用基金協会

農業協同組合等金融機関が青年農業者等に行う農業制度資金の貸付けに対して債務保証を行い、認定就農者への融資の円滑化を図ります。

(8) 農業経営者協会及び農業法人協会

新たに就農しようとする青年等の農家研修を積極的に受け入れるとともに、地域における就農前後の青年等に対して適切な助言指導等を行います。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための取組み

- ・市町村は、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県が運営する就農支援ポータルサイト「デジタル農活信州」を通じて、最新情報を常時発信します。
- ・農業経営・就農支援センターは就農希望者に対して、対面や Web による就農相談会の開催、農業体験・就農準備研修及び新規就農里親研修の実施など、市町村や農業関係団体と連携した丁寧な支援活動により、就農の始めの一步を強力に応援します。
- ・農業農村支援センターは、就農後の営農定着から経営安定までを、習熟度に応じたステップアップ方式の伴走型支援でサポートします。また、生産技術や農業機械、施設等を円滑に継承できるなど、就農初期の経営リスクが低い親元就農者への支援を拡充し、地域農業の担い手の営農継続をバックアップします。さらに、雇用就農により生産技術を習得している従業員等を対象としたスキルアップ研修を実施し、自営志向者の独立に向けた支援を行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
略

2 地帯区分別の集積促進について

農用地の集積にあたっては、地域計画の取組みにより地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の積極的な活用等により推進を図るものとします。

(1)～(4) 略

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について

長野県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ります。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

長野県農業再生協議会を中心として関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、地域計画の実行を通じて、力強い農業構造を創るための活動を支援・助長するとともに、農地中間管理事業など、農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていきます。

実施にあたっては、これらの措置が中核的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度・青年等就農計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとします。

(1) 農地中間管理事業

農地中間管理事業については、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受でき

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
略

2 地帯区分別の集積促進について

農用地の集積にあたっては、「人・農地プラン」の実質化により地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の積極的な活用等により推進を図るものとします。

(1)～(4) 略

新

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

長野県農業再生協議会を中心として関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、人・農地プランの実践を通じて、力強い農業構造を創るための活動を支援・助長するとともに、農地中間管理事業や利用権設定等促進事業など、農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていきます。

実施にあたっては、これらの措置が中核的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度・青年等就農計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとします。

(1) 農地中間管理事業

農地中間管理事業については、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受でき

るよう推進を図ります。円滑な農地の利用調整を行うためには、地域計画の取組みが重要であり、話し合いを通じて地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進するため、農地に関する機能・情報を有する市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して推進するものとします。

(2) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、法改正により、中間管理事業との統合が進められることになりました。市町村及び農地中間管理機構は円滑な統合に向け調整を進めるとともに、市町村は統合までの間、適切な運用を図るものとします。

(3) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域の話合いにおいて農地の流動化を進めるなどの農用地利用規程を定め推進の方針を示した地区において、本事業の活用により、農地の集積・集約を進めます。

2 農業経営基盤強化促進事業にかかる県段階の推進体制

(1) 農地中間管理機構

農地中間管理事業の積極的な推進により、農地の集積・集約を進めます

(2) 農業農村支援センター

地域及び農業者が十分に利益享受できるよう、機構集積協力金等関連施策の積極的な活用を支援します。

るよう推進を図ります。円滑な農地の利用調整を行うためには、人・農地プランの取組みが重要であり、プラン作成・見直しの話合いを通じて地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進するため、農地に関する機能・情報を有する市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して推進するものとします。

(2) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、市町村が主体となって、各地域の特性を踏まえた営農類型に即した中核的経営体の育成と地域全体の農業の発展を図られるよう適切な運用を図るとともに、農用地利用改善団体等が行う調整活動を営農支援センター（地域農業再生協議会）が支援し、中核的経営体への農用地の利用集積を推進します。

また、農業委員会系統組織は、農地情報の収集管理及び農用地利用集積計画作成への参画等に取り組むものとし、農業協同組合及び土地改良区等は、農用地利用集積計画作成申し出制度を活用するなど、営農支援センター（地域農業再生協議会）の構成機関それぞれが協力して本事業の円滑な推進を図るものとします。

(3) 農地利用集積円滑化事業

(削除)

(4) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域の話合いにおいて農地の流動化を進めるなどの農用地利用規程を定め推進の方針を示した地区において、本事業の活用により、農地の集積・集約を進めます。

2 青年等の就農促進の推進方策

(削除、内容としては第3へ移動)

3 青年等の就農促進の推進体制

(削除、同)

(3) 農業経営・就農支援センター

新規就農者の就農後の早期経営安定を図るため、経営農地の確保等について市町村等と連携しながら支援します。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

1 農地中間管理機構の名称

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 の規定により設置する農地中間管理機構は、公益財団法人長野県農業開発公社とします。

2 農地中間管理機構の事業範囲

公益財団法人長野県農業開発公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第 7 条に定めのある事業を行います。

- 農用地等を買入れ、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）

市町村が定める地域計画の区域において特例事業を実施する場合は、必ず当該地域計画の達成に資することとなるよう実施します。

第5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

1 農地中間管理機構の名称

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 の規定により設置する農地中間管理機構は、公益財団法人長野県農業開発公社とします。

2 農地中間管理機構の事業範囲

公益財団法人長野県農業開発公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第 7 条に定めのある事業を行います。

- 農用地等を買入れ、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）

新